

第2章 鉄軌道交通安全施策の現況

第1節 鉄軌道交通環境の整備

1 線路施設等の点検及び整備

鉄軌道交通の安全を確保するためには、基盤である線路施設について常に高い信頼性を確保する必要があり、土砂崩壊、落石、雪崩等による施設の被害を防止するため、防災設備の整備を促進するとともに、鉄軌道事業者に対し、適切な保守及び整備を実施するよう指導した。

また、地方中小鉄道については、平成14～15年度に実施した安全性緊急評価の結果に基づき策定した保全整備計画により、施設、車両等の適切な維持・改修等を実施するよう指導した。

駅施設等については、高齢者、身体障害者等の安全利用に十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によりバリアフリー化を推進した。

プラットフォームからの転落事故防止対策としては、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットフォーム下の待避スペースの確保など適切な安全対策の推進を図った。

2 運転保安設備の整備

列車運行の高速化・高密度化に対応し、列車運行の安全確保を図るため、列車集中制御装置（CTC）の整備を促進するとともに、既設の自動列車停止装

置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備を図った。また、平成14年度より、列車同士の正面衝突事故を防止するため、地方中小鉄道のATS未設置路線に短期間で集中的に誤出発防止機能を有するATSの整備を推進した。

3 鉄道構造物の耐震性の確保

鉄道構造物の耐震性を確保するため、新設構造物については耐震設計基準（平成10年）を適用するとともに、既存構造物については高架橋等の耐震補強を適切に実施するよう鉄道事業者に対し指導した。

4 地下鉄道の火災対策の推進

地下鉄道の火災対策基準に適合していない地下駅等については利用者の安全を確保するため、早期に火災対策施設を整備する必要があり、平成15年度末に同基準を満たしていない地下駅等については5年間で所要の火災対策施設を整備するよう義務付けた。また昨年、火災対策施設のうち大規模な駅改良を伴う避難通路及び排煙設備の新設について整備費の一部を補助する地下駅火災対策施設整備事業を創設し整備促進を図った。

第2節 鉄軌道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

動力車操縦者の資質を向上させ、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を実施している。

鉄軌道事業者は、乗務員等に必要な知識及び技能を修得させるため、教育機関において教育訓練を実施するとともに、現場において事故防止の徹底を図るためビジュアル教材の活用等教育内容の充実を図り、講習会・研究会を実施している。また、乗務員

等の適性の確保を図るため、定期的に適性検査を実施している。

2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

運行管理体制については、運転指令と乗務員間の無線設備及び列車集中制御装置（CTC）の導入等を促進し、迅速かつ的確な運転指令体制づくりに努めるよう鉄軌道事業者を指導している。

乗務員等の管理については、乗務員等の安全意識を高めるとともに、乗務員等がその職務を十分に果

たし、安全運転を確保することができるように、就業時における心身状態の把握を確実にし、安全管理に努めるよう鉄軌道事業者を指導している。

3 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

鉄軌道事業者は、学校、沿線住民、道路運送事業者等に対し、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による踏切事故防止キャンペーンを実施することにより、踏切道の安全通行や鉄軌道事故防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図っている。

4 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道の安全運行を確保するため、鉄軌道事業者に対し保安監査を実施し、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について適切な指導を行っている。また、重大な事故の発生等緊急的な課題に対して、速やかにかつ重点的に保安監査を実施し、問題点を抽出したうえで所要の指導をするなど、保安監査をより機動的かつ効果的に実施している。

5 鉄道事故原因の究明及び未然防止対策の推進

航空・鉄道事故調査委員会は、鉄道事故及び鉄道

事故の兆候（重大インシデント）の原因究明を行うことにより、事故の再発防止に寄与することを目的としており、鉄道事故等が発生した場合には、運行の状況、鉄道施設及び車両等について多角的な事実調査を行うとともに、必要な試験や研究を行い、これらの結果を総合的に解析して報告書を作成し、公表している。

また、事故等調査能力の向上のため、鉄道事故調査官及び地方運輸局の関係職員の研修等を実施し、鉄道事故調査体制の充実を図っている。

さらに、鉄道事故等報告規則等に基づいて報告される鉄道事故等の情報を収集整理し、鉄軌道事業者等の関係者で共有することにより、事故の未然防止を図っている。

6 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7(3)で述べた施策を講じた。

第3節 鉄軌道車両の安全性の確保

1 鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善

(1) 車両の構造・装置等の改善

近年、鉄道における車両の構造・装置は大きく変化し、各分野における科学技術の発達を反映するとともに、高齢者、身体障害者等に配慮した設計となっている。

最近導入されている車両は、機械的可動部分を削減した装置を採用することにより電子化・無接点化

が進み、信頼性と保安度の向上が図られている。また、車両の連結部には、プラットホーム上の旅客の転落を防止する安全対策を施した車両の導入を推進している。

(2) 鉄軌道車両等に関する日本工業規格の整備

鉄軌道車両の品質の改善、生産の合理化等を図ることにより、安全性の向上に寄与することを目的として日本工業規格を整備している。

なお、平成15年度末における鉄道部門の日本工業

重大インシデント

結果的には事故に至らなかったものの、事故が発生するおそれがあったと認められる事態のうち重大なもの